

そだ けんり 育つ権利



子どもたちは教育きょういくを受ける権利けんりを持もっています。また、休やすんだり遊あそんだりすること、様々さまざまな情報じょうほうをえ、自分じぶんの考かんがえや信しんじることが守まもられることも、自分じぶんらしく成せい長ちやうするためにとても重じゅう要ようです。

○教育きょういくを受けられること

○遊あそび、スポげいじゆつーツ、芸たの術じゆつなどを楽たのしめること

○疲つかれたときに、休やすむことができること

○失しっ敗ぱいしても何なん度どでもやり直なおせること



『^{きょういく}教育^うを受ける^{けんり}権利』

子どもは^{きょういく}教育^うを受ける^{けんり}権利をもっています。国^{くに}

は、すべての子どもが^{しょうがっこう}小学校^いに行けるようにしな

ければなりません。さらに^{うえ}上の^{がっこう}学校^{すす}に進みたいと

ときには、みんなにその^{あた}チャンス^あが与えられなけれ

ばなりません。学校^{がっこう}の^こきまり^{そんげん}は、子ども^{そんげん}の尊厳^が

^{まも}守られるという^{かんが}考^{かた}え方^かからはずれるものであって

はなりません。

だい じょう
第28条



だい じょう
第31条

『^{やす}休み^{あそ}、遊ぶ^{けんり}権利』

子どもは、^{やす}休んだり^{あそ}、遊んだり^{ぶんかげいじゅつかつどう}、文化芸術活動^{さんか}に参加す

^{けんり}る権利^をもっています。

